

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
池田子ども家庭センター	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="457 562 1599 951"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>平成27年7月1日から 同月3日まで</td> <td>39,680円</td> <td>平成27年8月13日</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>平成27年5月19日から 同月20日まで</td> <td>39,680円</td> <td>平成27年9月7日</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>平成27年5月19日から 同月20日まで</td> <td>39,560円</td> <td>平成27年9月7日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	埼玉県	平成27年7月1日から 同月3日まで	39,680円	平成27年8月13日	鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,680円	平成27年9月7日	鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,560円	平成27年9月7日	<p>旅費の精算事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所内全職員を対象とした所内連絡会議（平成29年3月22日）で、監査委員事務局監査の結果と、旅費の精算事務を周知し、精算遅延が再発することのないよう注意喚起した。</p> <p>平成29年2月24日に豊能府民センターで開催された「会計事務研修」に社会福祉職の職員も参加させ、会計事務についての意識の向上を図った。</p> <p>今後は、管外旅費の支出命令がある都度、企画調整課長が、出張する職員に30日以内に精算の必要があることを伝える。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																
埼玉県	平成27年7月1日から 同月3日まで	39,680円	平成27年8月13日																
鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,680円	平成27年9月7日																
鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,560円	平成27年9月7日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月16日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
中之島図書館	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算することなく1年以上放置されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="480 562 1662 697"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立教育政策研究所 (東京都)</td> <td>平成27年6月15日 から同月26日まで</td> <td>125,160円</td> <td>平成28年10月25日</td> </tr> </tbody> </table> <p>概算払の額と精算額が一致しており、過払いや支給不足は発生していなかった。</p>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	国立教育政策研究所 (東京都)	平成27年6月15日 から同月26日まで	125,160円	平成28年10月25日	<p>旅費の精算事務について今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>同事案について、平成28年10月25日付けで精算処理を行うとともに、概算払の旅費については、期限内に精算を要することを職員にメールで周知徹底した。 今後は適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
国立教育政策研究所 (東京都)	平成27年6月15日 から同月26日まで	125,160円	平成28年10月25日								

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年10月26日）